

---

**論 説**

---

**自由なき世界に刑罰はあり得るか？**

——自由意志と（刑事）責任の関係について（2）

上 田 正 基

第1章 はじめに

第2章 帰結論証（Consequence Argument）——他行為可能性と  
決定論との非両立性

（以上、神奈川法学 56 巻 1 号）

**第3章 他行為可能性は責任の要件か？**

第2章において、他行為可能性と決定論が両立しないことを論証する帰結論証を検討した。その検討を踏まえて、帰結論証が健全な論証であるとするならば、他行為可能性に基づく刑事責任も決定論からの脅威にさらされることになる。それは、次のような他行為可能性原理（the principle of alternate possibilities; 以下、PAP という）が妥当していると考えられているからである。

行為者が、自らの為したことに対して道徳的に責任を負うのは、当該行為者が他の仕方で行為することができたときに限る。

PAP は責任の要件に関する原理である。しかし、責任が自由（意志）を要件にするということを前提とすると、PAP を否定するならば、自由（意志）＝他行為可能性というモデルも再考しなければならない<sup>1)</sup>。

そこで本章では、Harry G. Frankfurt によって提示された PAP を否定

する論証について検討していく。

### 1 他行為可能性がないにもかかわらず、責任を問われる場合はあるか？

PAP が誤りであると示すためには、「たとえ他の仕方で行為することができなかつたとしても、当該行為者が自らの為したことに對して道徳的責任を問われ得る」場合が存在することを示さなければならない。そこで Frankfurt が採った理路は、道徳的責任を阻却する事由があり、かつ、当該事由が道徳的責任を阻却する実質的理由が他行為可能性の欠如であると考えられている事例を考察し、当該事例において（他行為可能性が欠如しているにもかかわらず）直観として道徳的責任が阻却されない場合を示し、他行為可能性の欠如と道徳的責任の阻却との関係を疑問視したうえで、それを一般的に PAP の否定へとつなげるといふものである。

#### (1) 強制と他行為可能性

何かをするよう強制された行為者は、強制により他の仕方で行為することができなかつたがゆえに、当該行為に關して道徳的責任を負わないと考えられている<sup>2), 3)</sup>。これに對して Frankfurt は、行為者がその行為をするように強制されていたという事実は、当該行為者が他の仕方で行為することができなかつたということ、及び当該行為に關していかなる道徳的責任も負わないということをとものに含意するが、行為者に道徳的責任がないことは、行為者が他の仕方で行為することができなかつたことによって含意されているわけではないと主張する<sup>4)</sup>。この主張の妥当性を示すために

1) 高崎将平『そうしないことはありえたか？——自由論入門』42頁（青土社・2022年）。

2) Harry G. Frankfurt, *Alternate Possibilities and Moral Responsibility*, in *THE IMPORTANCE OF WHAT WE CARE ABOUT: PHILOSOPHICAL ESSAYS* 1, 2 (1998) [日本語訳：ハリー・G・フランクファート（三ツ野陽介訳）「選択可能性と道徳的責任」門脇俊介＝野矢茂樹編・監修『自由と行為の哲学』81頁、83頁（春秋社・2010年）]。

Frankfurt は、以下のような事例を考察する<sup>5)</sup>。

ジョーンズは、彼自らの理由のために (for a reasons of his own)、ある行為をしようとして決意したが、そのとき何者かが、ジョーンズがまさに当該行為をしなければ非常に過酷な罰 (理性的な人格であればいかなる者であっても当該脅迫に屈するであろう程に過酷なもの) を科すと脅迫し、そしてジョーンズは当該行為をする。

Frankfurt によれば、当該事例においてジョーンズが自らの行為に対して道徳的責任を負うと私達が (直観的に) 考えるか否かは、彼を当該行為へと導くに際して、彼のもともとの決意及び脅迫によって果たされたと私達が考える役割に依存する<sup>6)</sup>。

---

3) 日本刑法学において、強要による行為は強要緊急避難との関係で論じられており、強制による道徳的責任の阻却を PAP の特殊化された類型であることを前提とする (*id.* [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2] 83 頁[。]) 論証がどこまで妥当するのかは考えなければならない問題である。もっとも、緊急避難の成立を認めるとすれば、「生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった」という条件の下で、「やむを得ずした行為」(刑法 37 条 1 項) = 「保全法益を保護するためには、侵害法益を犠牲にする以外に方法がなかったこと (補充性)」を充たすという意味に限っては、客観的な他行為可能性の欠如が違法性阻却の根拠となっているとはいえない。

また、強制による行為について、行為者が (違法) 行為を思いとどまることを期待し得ないこと (適法行為の期待可能性の欠如) を理由として責任阻却を認めるのであれば、それ以外の行為を期待できないという意味での主観的な他行為可能性の欠如 (不可能な行為を期待することはできない) をもって責任阻却を認めることになる。

しかしながら、他行為可能性、期待可能性及び補充性における不可能性が、可能性という同一の用語のもとで、同一のことを意味しているか否かについては検討の余地がある (この点については、瀧川裕英「他行為可能性は責任の必要条件ではない」大阪市立大学法学雑誌 55 巻 1 号 31 頁、47 頁以下 (2008 年) も参照)。

なお、強制による行為の性質については、橋田久「強制による行為の法的性質 (一)、(二)・完」法学論叢 131 巻 1 号 90 頁、4 号 91 頁 (1992 年)、呉治濠「『強制による行為』に関する中日米刑法の比較検討」北大法政ジャーナル 26 巻 65 頁 (2019 年) 等を参照。

- 4) Frankfurt, *supra* note 2 at 2 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2] 84 頁].  
5) *Id.* at 3 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2] 84-85 頁].  
6) *Id.* [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2] 84-85 頁].

#### a ジョーンズが理性的人間ではない場合

まず、ジョーンズ（ジョーンズ1と呼ぶ。）が、一度行為すると決意したことは、以後何が起ころうとも、そして、どのような犠牲があっても、実行するような、理性的ではない人間であるという場合が考えられる。この場合、ジョーンズ1が脅迫されていたという事実が、脅迫されていなかったときに彼が自らの行為に対して負っていたであろう道徳的責任を何ら減少させないということは明らかであろう<sup>7)</sup>。というのも、脅迫は実際にはジョーンズ1に対して何ら効力を発揮しておらず、全く強制がなかったことになるからである。すなわち、ジョーンズ1にとって、当該脅迫は、他の仕方で行為できなくさせる程のものではなかったのである。

したがって、ジョーンズ1の例は、強制が道徳的責任を阻却するという理論及びPAPのどちらに対しても反証になっていない<sup>8)</sup>。

#### b ジョーンズが脅迫によって衝動的に行動するような人間である場合

次に、ジョーンズ（ジョーンズ2と呼ぶ。）が、脅迫されると、それ以前にどのような決意をしていたかにかかわらずに、行為するような人間であるという場合が考えられる。加えて、ジョーンズ2は、脅迫によって大いに狼狽した結果、自身のそれ以前の決意を完全に忘れてしまい、要求された通りに行為した理由は専ら、脅迫に用いられた罰に恐怖していたからであるとしよう。すなわち、ジョーンズ2の行為を導いたのは脅迫による恐怖のみということになる。

この場合のジョーンズ2について、彼が脅迫の以前に、実際に行為したのと同じ行為をしようとする理由のために決意していたという事実があったとしても、（その決意をしていたということに対しては道徳的に責任があるかもしれないが、）当該行為に対して道徳的に責任があるとはいえないであろう。というのも、ジョーンズ2は、彼が服していたところの強制の結果としてしか行為しておらず、それ以前の決意は、彼の行為を惹き

---

7) *Id.* [フランクファート（三ツ野訳）・前掲注2）85頁].

8) *Id.* [フランクファート（三ツ野訳）・前掲注2）85頁].

起こすに際して何の役割も果たさなかったからである<sup>9)</sup>。

c ジョーンズが脅迫によって影響を受けるが、自らの決意に基づいて行為する場合

最後の可能性として、ジョーンズ（ジョーンズ3と呼ぶ。）が、理性的な人間と同様、要求された行為と一致する決意を事前にしていなければ、心から脅迫に屈していたであろう場合であるが、実際にはジョーンズ3は当該行為を脅迫が発せられる以前になされた決意に基づいて実行したということが考えられる。すなわち、行為の理由は脅迫されたからではなく、彼自身の決意に基づいてジョーンズ3は行為したのである。

この場合、ジョーンズ3はいずれにしても脅迫に屈していたであろうから、彼が為したことを為さないように回避することはできなかったことになる。しかし、そうであったとしても、ジョーンズ3が自ら為したことに對する道徳的責任を、脅迫によって影響を受けていないものと私達がみなすことももっともであるとされる<sup>10)</sup>。したがって、ジョーンズ3の事例は、強制の下で道徳的責任が問われる場合があることを示しているように見え、強制があったならば（他行為可能性がなく）道徳的責任は阻却されるという見解の反証になっているように思われる。

(2) 強制に関する事例は PAP の反例となっているのか？

実際には、強制に関するジョーンズ3の事例は、強制があったならば道徳的責任は阻却されるという教義の反例になるほど確かのものではないと考えられるかもしれない。というのも、ジョーンズ3はあることを行おうと自分自身で事前に決意しており、専らその決意に基づいて行為しているので、ジョーンズ3は当該行為の実行を強制されたわけではない（すなわち、ジョーンズ3の事例は真の強制の事例ではない）ともいい得るからである<sup>11)</sup>。

---

9) *Id.* at 3-4 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 85-86 頁].

10) *Id.* at 4 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 86-87 頁].

11) *Id.* [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 88 頁].

そこで、ジョーンズ3に対する強制はなかったという主張の根拠を考察するならば、それは明らかに、ある人が行為するに際して、その者に対して及ぼされている強制力を理由として (because of the coercive force) 行為したのではないならば、その者を、当該行為をするように強制されている者とみなすのは不適當であるということにある<sup>12)</sup>。脅迫によって強制されたというためには、脅迫が実際に被脅迫者の行為の理由を説明するもの (accounts) となっていなければならないのである。

他方で、強制力が行使されている以上、ジョーンズ3は強制されていたともいい得る。このように考えるならば、強制されているということは道徳的責任があるということを除外しないと認めることになる。そして、そのことから導かれるのは、強制がある人の道徳的責任に影響するのは、その人がそう行為するよう強制されているという理由でそのように行為する場合、すなわち、強制されたという事実がその人の行為を説明する場合だけであるということである<sup>13)</sup>。

以上のように強制の有無についてどちらの主張をするにしても、ジョーンズ3の事例は、強制は道徳的責任を阻却するという教義はPAPの特殊化された類型ではないということを示している。なぜなら、他の仕方で行為することができないようにする強制力が存在しているとしても、他行為可能性がないという理由で道徳的責任が阻却されるわけではないことを示しているからである。そして、PAPがそのもっともらしさを、強制は道徳的責任を阻却するという教義との結び付きから引き出している程度において、強制に関する教義を明確に理解することは、PAPの訴求力を弱めることになる<sup>14)</sup>。

しかし、ジョーンズ3の事例がPAPの反例であると示唆することに対

---

12) *Id.* at 5 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 88頁].

13) *Id.* [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 88-89頁].

14) *Id.* [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 89頁]. もっとも、前掲注3) で述べたように、日本刑法学において、この結び付きがそれほど強いものであるか否かは一つの論点となり得る。

しては、ジョーンズ 3 は、PAP において用いられる意味においては「他の仕方で行為することができた」と反論することが考えられる。すなわち、ジョーンズ 3 には過酷な罰を受け入れることによって脅迫に抵抗する道が開かれているので、脅迫に抗えないということは、実際の行為とは異なる仕方で行為することができないということを意味しないというのである<sup>15)</sup>。

### (3) フランクファート型事例（フランクファートの反例）

強制と他行為可能性に関しては (2) の最後で論じたような反論があり得る。しかし、このような反論に対して、Frankfurt は以下のような事例（フランクファート型事例）を提示する<sup>16)</sup>。

ある者（ブラックと呼ぶ。）がジョーンズ 4 にある特定の行為の実行を望んでいるとする。ブラックは、自分の思い通りにするためにかなりのことでもする心構えであるが、不必要に手の内を見せることは避けたい。そこで、ブラックは、ジョーンズ 4 が何をするか決心しようとするまで待ち、ブラックがジョーンズ 4 に実行を望む以外の何らかの行為の実行をジョーンズ 4 が決意しようとしていることが、ブラックにとって明らかにならない限り（ブラックは、そのようなことに関する卓越した判定者である）、ブラックは何もしない。もし、ジョーンズ 4 が別の何らかの行為の実行を決意しようとするのが明らかになったならば、ブラックは、自らがジョーンズ 4 に実行を望むことをジョーンズ 4 が決意し、実行することを確実にするための効果的手段を講じる。ジョーンズ 4 のもともとの選好及び傾向がどのようなものであっても、ブラックは自分の思い通りにするであろう。

---

15) Frankfurt, *supra* note 2 at 6 [フランクファート（三ツ野訳）・前掲注 2) 90 頁].

16) *Id.* at 6 [フランクファート（三ツ野訳）・前掲注 2) 91 頁].

この事例において、ブラックが望むようにジョーンズ4が決意し、行為することを確実にするために、ブラックが講じる手段は、ジョーンズ3の事例と異なり、PAPにおいて用いられる意味での「他の仕方で行為することができなかった」をどのように考えたとしても、それぞれの意味において「ジョーンズ4は他の仕方で行為することができなかった」ということを保証するのに十分であると考えられる任意の手段であってよい<sup>17)</sup>。例えば、薬物を用いても、脳にチップを埋め込んでもよい<sup>18)</sup>。さらに、「ジョーンズ4が他の仕方で行為することができなかった」ということが維持される限り、事例からブラックという人間の操作者 (human manipulator) を排除し、ジョーンズ4を操作する役割を、プログラムされた機械や、さらには、意志も設計も伴わない自然的力に置き換えてもよい<sup>19)</sup>。

さて、ジョーンズ4の事例において、ジョーンズ4が彼自らの理由のために、ブラックがジョーンズ4に実行を望んだまさにその行為を実行する決意をし、実行したので、ブラックが手の内を見せることはなかったとしよう。このような場合においてジョーンズ4が自ら行ったことに対して負う道徳的責任は、ジョーンズ4が当該行為を実行することを確実にするための手段を講じる準備をブラックがしていなかった場合に負ったであろう道徳的責任と、明らかに全く同じであるというのがFrankfurtの見立てである<sup>20)</sup>。そして、そうだとすれば、ジョーンズ4は他の仕方で行為することができなかった（他行為可能性を有しなかった）にもかかわらず、当該行為に対して道徳的責任を負う場合があり得ることになる。したがって、フランクファート型事例はPAPの反例になっているように思われる<sup>21)</sup>。

---

17) *Id.* at 7 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 91頁].

18) 特定の手段の記述を含んだフランクファート型事例については、高崎・前掲注1) 43-44頁、JOSEPH KEIM CAMPBELL, *FREE WILL* 40 (2011) [日本語訳：ジョセフ・K. キャンベル (高崎将平訳) 『自由意志』47-48頁 (岩波書店・2019年)] 等参照。

19) Frankfurt, *supra* note 2 at 7, fn. 4 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 98頁・文末注(4)].

20) *Id.* at 7 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注2) 92-93頁].

## 2 フランクファート型事例に対する応答

Frankfurt が PAP を否定するために事例を用いて行った論証（あるいは思考実験）は、多くの人を納得させ得るものである<sup>22)</sup>。それにもかかわらず、PAP を支持し続けようとするならば、何らかの方法で Frankfurt の論証に応答しなければならない。

### (1) 他決心可能性又は「自由の微光 (flicker of freedom)」の存在

フランクファート型事例を用いた Frankfurt の論証に対する批判として、当該事例においてもある種の他行為可能性が存在しているとするものがある。

まず、フランクファート型事例において Frankfurt は、他行為可能性を否定しながら、その前の段階で他決心可能性という一種の他行為可能性を導入しているという批判がある<sup>23)</sup>。すなわち、フランクファート型事例におけるジョーンズ 4 は確かに、ブラックが望む特定の行為 A 以外の行為を実現することはできないが、行為前のある時点においてジョーンズ 4 には「A を決心するか、非 A を決心するか」という余地 (leeway) が残されているとする。そうでなければ、「ジョーンズ 4 が彼自らの理由のために A を決意すれば A を実行する」一方で、「非 A を決意しても、ブラックが講じた手段によって A を実行してしまう」という想定が成り立たないからである。

もっとも、フランクファート型事例において「他決心可能性」が導入されているかどうかは明確ではない。というのも、Frankfurt 自身は事例を設定するに際して、ブラックが準備している手段は決意の直前で実行され

---

21) フランクファート型事例が刑法学に対して持ち得る意義に関しては、真鳥爽「刑事責任論における両立可能論の再定位」一橋法学 22 巻 3 号 1459 頁、1486 頁以下 (2023 年) も参照。

22) Carolina Sartorio, *Frankfurt-Style Example*, in THE ROUTLEDGE COMPANION TO FREE WILL, 179, 180 (Kevin Timpe et al. eds., 2017).

23) 中島義道『後悔と自責の哲学』23-27 頁 (河出文庫・2009 年)。また、小坂井敏晶『増補 責任という虚構』411-413 頁 (ちくま学芸文庫・2020 年) も参照。

るものとされており (“he (Black) waits until Jones<sub>4</sub> is about to make up his mind”, “he does nothing unless it is clear to him … that Jones<sub>4</sub> is going to decide to do something other than…”<sup>24)</sup>), A を決心するか、非 A を決心するかをブラックは、ジョーンズ 4 の顔の引きつりのような兆候によって予測するものとしているからである<sup>25)</sup>。したがって、フランクファート型事例において想定されているのは、以下のような 2 つのシナリオである。

#### 【シナリオ 1】

- ①時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつる (行為 A を決意する兆候)。
- ②ブラックが準備していた手段は実行されない。
- ③時点  $t_3$  においてジョーンズ 4 は行為 A を決意し、それに基づいて行為 A を実行する。

#### 【シナリオ 2】

- ①時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつらない (行為非 A を決意する兆候)。
- ②時点  $t_2$  においてブラックが準備していた手段が実行される。
- ③時点  $t_3$  においてジョーンズ 4 は行為 A を決意し、それに基づいて行為 A を実行する。

Frankfurt の主張は、【シナリオ 1】及び【シナリオ 2】において③は同じであるので、(ブラックが準備していた手段という要因ゆえに) ジョーンズ 4 には他行為可能性はないが、それにもかかわらず【シナリオ 1】のジョーンズ 4 は行為 A について道徳的責任を負うはずであり、したがって、PAP は誤っているというものである。

しかし、このように考えたとしても、【シナリオ 1】と【シナリオ 2】が

24) Frankfurt, *supra* note 2 at 6 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2) 91 頁].

25) *Id.* at 6, fn. 3 [フランクファート (三ツ野訳)・前掲注 2) 98 頁・文末注 (3)].

2つ存在しているということ自体が、ジョーンズ 4 に余地（別可能性 alternative possibility）が残されていることを示してしまっている<sup>26)</sup>。そして、【シナリオ 2】におけるジョーンズ 4 に行為 A に対する道徳的責任はないとされるので、フランクファート型事例のジョーンズ 4 には道徳的責任を負う事態を回避する可能性があったともいい得る<sup>27)</sup>。したがって、そのような余地の存在が道徳的責任の帰属を基礎づける程に「頑健な (robust)」なものであるならば<sup>28)</sup>、フランクファート型事例においてジョーンズ 4 (【シナリオ 1】) に行為 A に対する道徳的責任があることを、PAP に訴えて説明することが可能となるのである。

## (2) ジレンマ批判

フランクファート型事例を用いた Frankfurt の論証に対しては、PAP を支持するリバタリアニズム (libertarianism) の立場からの批判もある。ここでリバタリアニズムとは次のような立場である<sup>29)</sup>。

26) このような反論として、PETER VAN INWAGEN, AN ESSAY ON FREE WILL 166-81 (1983) がある。なお、van Inwagen の見解については、(本稿と異なりこの種の反論とは位置づけていないが) 瀧川裕英『責任の意味と制度——負担から応答へ』71 頁以下 (勁草書房・2003 年)、及び瀧川・前掲注 3) 38-39 頁も参照。

27) See JUSTIN A. CAPES, MORAL RESPONSIBILITY AND THE FLICKER OF FREEDOM 19-21 (2023)。

28) 「頑健な (robust)」の意味については、JOHN MARTIN FISCHER, THE METAPHYSICS OF FREE WILL: AN ESSAY ON CONTROL 140 (1994)。

なお、「頑健さ (robustness)」の有無については論争があり、この種の反論が主張する余地 (別可能性) には「頑健さ」が欠如していると批判する立場からは、当該余地は「自由の微光 (flicker of freedom)」にすぎないとされる (*Id.* at 134)。そして、完全に余地 (別可能性) がないという、行為者がその決意及び行為に対する道徳的責任を負い得ないと非両立論者が考えるような状況を想像したとき、その状況に当該行為者が異なる兆候 (顔が引きつるか、引きつらないか) を示す力があるということをつけ加えたとしても、状況を道徳的責任があるようなものに変えることはできないとされる (できるとすれば、それは「錬金術 (alchemy)」であるとされる) (*Id.* at 141)。See also John Martin Fischer, *Frankfurt-Type Examples and Semicompatibilism: New Work*, in THE OXFORD HANDBOOK OF FREE WILL 243, 250 (Robert Kane ed., 2d ed., 2011)。

また、「頑健さ」に関する議論については、井保和也「フランクファート型事例のその後 (1)」哲学・人間学論叢 8 号 45 頁、50 頁以下 (2017 年) も参照。

道徳的責任にとって必要とされる自由という意味において行為者の決意（選択）が自由であるのは、(1) それが因果的に決定されておらず（決意に先立って、決意の因果的十分条件が存在しない）<sup>30)</sup>、かつ (2) 行為者が決意（選択）した状況において、行為者がそうするのを避けることができたときに限られる。

このような立場からみて、フランクファート型事例が PAP の反例（あるいは、リバタリアニズムを論駁するもの）となるのは、フランクファート型事例が次のような状況を適切に記述している場合である。すなわち、行為者が道徳的責任を負う決意について、その発生のための因果的十分条件が存在しないにもかかわらず、当該決意が回避不能であるというような状況である<sup>31)</sup>。

では、ジョーンズ 4 が行為 A に関する決意について道徳的責任を負うとされる上記 (1) の【シナリオ 1】を検討しよう。【シナリオ 1】においては、時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつれば、時点  $t_3$  においてジョーンズ 4 は行為 A を決意するとされている。問題は、なぜそのようにいえるのかである。その理由として一つには、時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつることが、行為 A を決意するために因果的に十分である、あるいは、因果的に十分であることの指標であるということが考えられる。このように考えた場合、顔が引きつか否かという余地が頑健な<sup>32)</sup>ものではないとすれば、ジョーンズ 4 にとって、時点  $t_3$  において行為 A を決意することは、顔が引きつか否かによって因果的に決定されていることになる。これは、少なくとも行為 A に関係する限りにおいて、決定論的世界を想定することでもある。それゆえこの想定のもとでは、リバタリアン（リ

29) David Widerker, *Libertarianism and Frankfurt's Attack on the Principle of Alternative Possibilities*, 104 (2) THE PHILOSOPHICAL REVIEW 247 (1995).

30) これは、決定論と他行為可能性に関する非両立論を含蓄する。

31) Widerker, *supra* note 29 at 250.

32) 「頑健さ」については、前掲注 28)。

バタリアニズムの主張者)にとって【シナリオ 1】のジョーンズ 4 は、道徳的責任にとって必要とされる決意の自由を有しない者となり、道徳的責任を負わないはずである。すなわち、決定論的想定をするならば、リバタリアンは、【シナリオ 1】のジョーンズ 4 が行為 A に関して道徳的責任を負うという結論に納得せず、リバタリアンにとってフランクファート型事例を用いた論証は失敗していることになる(あるいは、PAP に基づく道徳的責任と決定論に関する非両立論が偽であることについて論点先取の誤謬を犯していることになる<sup>33)</sup>)。

そこで、非決定論的な想定のもとでフランクファート型事例が構築されているとしよう。この場合も、【シナリオ 2】においては、時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつらなければ、(ブラックが準備していた手段によって) 時点  $t_3$  においてジョーンズ 4 は行為 A を決意することを強いられる。しかし、非決定論的な想定のもとでは、この事実は、【シナリオ 1】のように、時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつった場合に、行為 A を決意することを控えることがジョーンズ 4 の力能の内になかったということを含意していない。すなわち、非決定論的な世界においては、時点  $t_1$  においてジョーンズ 4 の顔が引きつったとしても、その時点のジョーンズ 4 には、時点  $t_3$  において行為 A を決意する可能性も、行為 A を決意することを控える可能性も、ともに開かれているはずなのである<sup>34)</sup>。そうだとすれば、非決定論的な想定のもとでリバタリアンは、【シナリオ 1】のジョーンズ 4 が行為 A に関して道徳的責任を負うことを、PAP に訴えて説明することができてしまう。

したがって、フランクファート型事例は決定論的想定か非決定論的想定のいずれかのもとで構築されているが、いずれにしてもフランクファート型事例を用いた論証は、リバタリアンの目から見れば、PAP の反駁に成功していないことになる<sup>35)</sup>。

---

33) 井保・前掲注 28) 53-54 頁も参照。

34) Widerker, *supra* note 29 at 251.

### (3) ジョーンズ4は非難に値するのか？

ある行為者がその行ったことに対して道徳的責任を負う、すなわち非難に値する (blameworthy) のはなぜかを説明するとき、当該行為者がその行為を回避する合理的な機会を有していたという事実に訴えることができれば、その説明は説得的なものとなろう。そして、非難に値するか否かを考える文脈で、行為者が行ったことを回避する合理的な機会を有していたか否かを問うことは、実際にしたのではない行為をすること (実際にした行為をしないことも含む) を行為者に合理的に期待できたか否かを問うことでもある<sup>36)</sup>。

そのような観点からジョーンズ4をみたとき、ジョーンズ4には行為A以外の行為を合理的に期待できないので、ジョーンズ4は非難に値しないということになるのではないか。そうだとすれば、【シナリオ1】においてもジョーンズ4は道徳的責任を負わないことになり、フランクファート型事例を用いた論証は失敗していることになる。そして、ジョーンズ4に合理的に期待できる他の行為があるとすれば、それはジョーンズ4にとって頑健な余地であり、前述(1)の議論に帰着する<sup>37)</sup>。

## 3 真のフランクファート型事例

### (1) 真のフランクファート型事例の条件

Frankfurt が用いた事例に対する応答、とりわけジレンマ批判を踏まえれば、真のフランクファート型事例は以下の3つの条件を充たさなければならぬとされる<sup>38)</sup>。フランクファート型事例における被介入行為者を

35) ジレンマ批判については、ROBERT KANE, *FREE WILL AND VALUES* 51 (1985) も参照。

36) See CAPES, *supra* note 27 at 65-66.

37) *Id.*

この種の批判については、高崎・前掲注1) 53頁以下、及び瀧川・前掲注3) 49頁以下も参照。

38) Joseph Keim Campbell, *Farewell to Direct Source Incompatibilism*, 21 (4) *ACTA ANALYTICA* 36, 42 (2006); CAMPBELL, *supra* note 18, at 63-64 [キャンベル (高崎訳)・前掲注18) 75頁].

S、S が道徳的責任を負うとされる行為を a とすれば、その条件は以下の①～③である。

条件① a は、2 つの可能な因果連鎖、すなわち、 $c_1$  (現実の、非決定論的な因果連鎖) 又は  $c_2$  (反事実的な因果連鎖) のうちのいずれの 1 つからも生じる結果である。

条件② a は  $c_1$  の現実の結果であり、したがって、究極的に非決定論的な過程からの現実の結果である。

条件③ a は S 次第である。/ S は a の源泉である<sup>39)</sup>。

条件①は、S が他の仕方で行為することができなかつたことを保証し、条件②は、a が因果的に決定されていないこと (a が決定論的過程からの結果ではないこと) を保証し、条件③は、S が a をしたことに対して道徳的責任を負うことを示唆している (a が道徳的責任に関する自由の条件を充たしていることを保証している)<sup>40)</sup>。

---

39) 前 (a is up to S.) が、Campbell, *supra* note 38, at 43 における表記であり、後ろ (S is the source of a) が、CAMPBELL, *supra* note 18, at 63-64 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 18) 75 頁] における表記である。

両表記の関係であるが、まず、自由意志があるということは、私達のある種の行為が私達次第 (up to us) であることを意味する。そして、自由意志が道徳的責任の条件であれば、ある人がある行為の実行について道徳的責任を負うのは、当該行為実行がその人次第である場合に限られることになる。ここで PAP とは、当該行為がその人次第であるのは、その人が他の仕方で行為することができたときに限るとする原理である。

他方で、責任に関連する意味での自由に他行為可能性が必要ではないとしたとき、ある行為がある人次第であるのは、その人がその行為の源泉であるときに限ると考えるのが、自由の源泉性 (sourcehood) モデルである。後述するように Frankfurt 自身も含め、フランクファート型事例を用いて PAP に反駁する者の多くは、自由の源泉性モデルを支持している。

したがって、自由の源泉性モデルを採用すれば、両表記は同じことを意味していることになる。

40) Campbell, *supra* note 38, at 43; CAMPBELL, *supra* note 18, at 64 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 18) 75-76 頁]。

## (2) 脱税の事例

条件①～③を充たすとされるフランクファート型事例として、以下の Derk Pereboom による脱税の事例がある<sup>41)</sup>。

**脱税の事例：**ジョーは家を購入したときに支払ったかなり高額な地元の登録料 (the substantial local registration fee) について課税控除 (tax deduction) を求めるかどうか考慮している。彼は、控除を求めることが違法であること、自分がおそらく捕まらないであろうこと、及びもし捕まっても、無知によるものだと説得的に弁解できるということを知っている。彼には、非常に強力であるが、常に最優先になるわけではない願望があり、それは、他者にどのような損害が生じようとも、また自己利益を高めることが違法行為を伴うことになろうとも、自己利益を高めたいという願望である。さらに、彼はリバタリアンの自由な行為者である。しかし、彼の心理状態は次のようなものである。すなわち、この状況において、脱税を選択しないことができた唯一の方法は、道徳的諸理由による場合である。彼の心理状態は、例えば、何の理由もなく脱税を選択しないことができたり、単なる気まぐれで脱税を選択しないことができたりするようなものではない。実際、この状況において、彼が脱税を選択しないために因果的に必要 (causally necessary) なのは、道徳的理由が一定の力をもって彼に生じることである。道徳的理由がその力をもって彼に生じ得るのは、不任意によるか、彼の任意の活動の結果として (例えば、彼がそれを考慮することを望んだことによる、又はそのような理由のはっきりした現れを求めることによる) かのどちらかである。しかし、そのような力をもって彼に生じた道徳的理由は、彼が脱税を選択しないために因果的に十分 (causally sufficient) ではない。もし、道徳的理由がその力

---

41) Derk Pereboom, *Alternative Possibilities and Causal Histories*, 14 PHILOSOPHICAL PERSPECTIVES 119, 128.

をもって彼に生じたとしても、ジョーは、そのリパタリアンの自由意志によって、その理由に従って行為する選択をすることも、(介入装置が機能することなく) それに反して行為する選択をすることもできる。しかし、彼が脱税を決意することを保証するために、神経科学者が現在ある装置を埋め込み、その装置は、特定の力をもって道徳的理由が生じたことを感知したならば、ジョーが脱税を決意するように、彼の脳に電氣的に刺激を与えるものである。実際には、そのような力をもって道徳的理由が彼に生じることはなく、当該装置が作動しないまま彼は脱税することを選択した。

脱税の事例において、まず、可能な因果連鎖は、現実の因果連鎖と神経科学者の装置が特定の水準の道徳的理由を感知していたら生じていたであろう反事実的因果連鎖の2つであり、そのいずれの結果としてもジョーの脱税行為が生じる(条件①を充たす)。したがって、ジョーは、他の選択をすることができなかつたのであるが、彼は自らの意志で脱税を決意しており、脱税する決意をしたことについて道徳的責任を負い得るであろう(条件③を充たす)。

自由の微光という観点からは、確かに、道徳的理由が一定の力をもって彼に生じるという別可能性(余地)は存在するが、そのような可能性は脱税についての道徳的責任を基礎づけるには、十分頑健ではない。というのも、ジョーが他行為の理由を一定の力をもって自らに生じさせたとしても、当該他行為を実行する決意をしない(脱税を決意する)こともあり得るので、当該別可能性を確保したとしても、それによって実行した行為の道徳的責任を回避するわけではないからである<sup>42)</sup>。

また、脱税の事例において、事前の兆候はジョーの決意を因果的に決定していない(条件②を充たす)。というのも、選択以前の行為の因果的歴史における任意の点において、十分な力をもって道徳的理由が彼に生じるこ

---

42) *Id.* at 128-29.

とがあり得たからである<sup>43)</sup>。

#### 4 他行為可能性ではない自由——自由の源泉性モデル

フランクファート型事例が示しているのは、他行為可能性としての自由は道徳的責任の要件ではないということである。したがって、自由が道徳的責任の必要条件であると考えれば、フランクファート型事例を用いて PAP を論駁しようとする者は、他行為可能性に依拠しない自由理解（道徳的責任の条件）を提示しなければならない。そこで、提示されているのが、自由の源泉性モデル（自由意志に関する源泉説）である。

##### (1) フランクファート型事例における責任判断の特徴

自由の源泉性モデルがどのようなものを示すためには、まず、フランクファート型事例におけるジョーンズ 4 の責任判断が何に着目してなされているかを考える必要がある。

フランクファート型事例のジョーンズ 4 が行為 A について道徳的責任を負うのは、彼が自らの理由によって（for reasons of his own）行為 A を実行した場合である。ここで、他行為可能性の有無がジョーンズ 4 の道徳的責任に影響をもたらさないと考えられるのは、彼がなぜ行為 A を選択し、実行したのかを説明するときに、何の役割も果たしていないからである。そして、もし、行為 A を実行するという以外に選択肢がなかったとしても、他の仕方で行為することができなかったという理由でそれを実行したのでなかったならば、ジョーンズ 4 は、他の仕方で行為することができたとしても、同じ自らの理由によって行為 A を実行していたはずである。このように、ジョーンズ 4 が行為 A をどのように実行したのかに関して、他行為可能性の有無は全く関係がない以上、そのような事実にジョーンズ 4 の道徳的責任の評価において何らかの重み付けをする根拠はないと考えられるのである<sup>44)</sup>。

---

43) *Id.* at 130.

以上のような責任判断の過程には、自由の源泉性モデルの思考方法の特徴も表れている<sup>45)</sup>。自由の源泉性モデルとは、行為者がなし得た別の可能性ではなく、まさに現実にとどのような仕方で行為がもたらされたという行為者が行った現実の行為過程に注目する自由理解である（必ずしも決定論との両立を含意しない<sup>46)</sup>。そして、現実の行為の因果経過において、行為者自身がその行為の源泉として役割を果たしているならば、行為者は自由であるとみなされる<sup>47)</sup>。ここで、行為の源泉として役割を果たすというのは、行為が本当の意味で、行為者自身によって生み出されたものであるということである<sup>48)</sup>。したがって、自由の源泉性モデルは次のように定式化される<sup>49)</sup>。

行為者 S がする（した）行為 A が自由であるのは、行為 A の源泉が行為者 S の自身の内にある（あった）ときに限る。

フランクファート型事例におけるジョーンズ 4 は、（他行為可能性の有無にかかわらず）自らの理由によって行為 A を実行している（行為 A の源泉がジョーンズ 4 の内にある）ので、自由に行為 A を実行したとされ、行為 A に対する道徳的責任を負うことになるのである。

## (2) 二階の意欲説・階層理論

源泉性がどのような場合に認められるのかに関する見解は多岐に亘る<sup>50)</sup>。ここで、Frankfurt の自由理解は二階の意欲（second-order voli-

---

44) Frankfurt, *supra* note 2 at 8 [フランクファート（三ツ野訳）・前掲注 2) 93-94 頁]。

45) 刑法学、刑法解釈への応用も含めて、真鳥・前掲注 21) 1488 頁以下、及び竹川俊也『刑事責任能力論』123 頁以下（成文堂・2018 年）も参照。

46) 高崎・前掲注 1) 68-69 頁、140 頁。森村進「法における自由の意義」『自由と正義と幸福と』1 頁、53-54 頁（信山社・2021 年）も参照。

47) 高崎・前掲注 1) 140 頁。

48) 高崎・前掲注 1) 65 頁。

49) 同上。

tions) 説あるいは階層理論 (hierarchical theory) と呼ばれるものである<sup>51)</sup>。

Frankfurt は、自由を考察にあたって、人間を他の生物と分ける人間に特有の特徴としての人格 (person) が持つ意志の構造について論じる。その際に導入されるのが、「一階の欲求 (first-order desires)」と「二階の欲求 (second-order desires)」の区別である。一階の欲求とは、あれやこれやのことをしたい又はしたくないという単純な欲求 (「A は X することを欲する」という言明で表される欲求) であり<sup>52)</sup>、二階の欲求とは、ある一定の (一階の) 欲求を持ちたいという欲求 (「A は X することを欲することを欲する」という言明で表される欲求) である<sup>53)</sup>。このような二階の欲求のうち、ある (一階の) 欲求が自らの実際行うことにおいて動機を提供することを欲するという形のものが「二階の意欲」である<sup>54)</sup>。ここで、ある人が現実に行っていることを行うようにその人を動機付けている欲求 (実効的な欲求 = ある人格を行為に至るまで動かす欲求) を表すために「意志 (will)」という語を用いるとすれば<sup>55)</sup>、二階の意欲とは、何らかの欲求が自らの意志になることを欲するという (二階の) 欲求である。そして、Frankfurt によれば、人格であることにとって本質的なのは、二階の意欲を持っていることであるとされる<sup>56)</sup>。

50) CAMPBELL, *supra* note 18, at 5, 88-91 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 18) 5 頁、104 頁以下]; Kevin Timpe, *Leeway vs. Sourcehood Conceptions of Free Will, in THE ROUTLEDGE COMPANION TO FREE WILL, supra* note 22, at 213, 218-22.

51) 二階の意欲説・階層理論については、Harry G. Frankfurt, *Freedom of the will and the concept of a person, in THE IMPORTANCE OF WHAT WE CARE ABOUT: PHILOSOPHICAL ESSAYS, supra* note 2, at 11 [日本語訳: ハリー・G・フランクファート (近藤智彦訳)「意志の自由と人格という概念」門脇=野矢編・監修・前掲注 2) 99 頁]。

また、批判も含めて詳細な紹介として、高崎・前掲注 1) 70 頁以下、瀧川・前掲注 26) 94 頁以下、真鳥・前掲注 21) 1492 頁。

52) Frankfurt, *supra* note 51, at 12-13 [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 102 頁]。

53) *Id.* [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 102-103 頁]。

54) *Id.* at 16 [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 108 頁]。

55) *Id.* at 14 [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 104 頁]。

では、そのような人格の意志が自由であるのはどのような場合であろうか。上記のような意味で意志を用いるとすれば、それは、自分が欲しいと欲していることを欲する自由がある場合となる。したがって、人格が意志の自由を行使するという事は、自らの意志と自らの二階の意欲との一致を確保することにある。そして、意志と二階の意欲とが一致していれば、当該人格は、一階の欲求によって翻弄されているわけではなく、自らのより深く、より個人的な二階の欲求（意欲）<sup>57)</sup>と調和して行為しているといえる<sup>58)</sup>。それゆえ、行為者の行為が自身の二階の意欲と調和しているといえれば、行為者の行為が本当の意味で行為者自身によってなされたといえ、当該行為者は、自らの行為の源泉が行為者の自身の内にある（あった）という意味で自由であったといえるのである<sup>59)</sup>。

以上から、自由の源泉性モデルとしての二階の意欲説は、次のように定式化することができる<sup>60)</sup>。

行為者 S の行為 A が自由であるのは、A が S の持つ二階の意欲と調和しているとき、かつそのときに限る。

## 5 小括

本章で紹介した Frankfurt の議論は、他行為可能性としての自由は道徳的責任の要件ではないということを示し、他行為可能性に代わって「二階の意欲」との調和に自由や責任の条件を見出すものである。そのような自

---

56) *Id.* at 16 [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 108 頁]。

一階の欲求は持っているものの、二階の意欲をもっていない存在は、ウォントン (wanton) と呼ばれる (*Id.* [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 108 頁])。

57) これに関して Frankfurt は、自由の条件としての二階の意欲の特権性を論じる文脈で、特定の一階の欲求と決定的に (decisively) 同化 (identification) し、二階の意欲に対して決定的にコミット (decisive commitment) しなければならないとしている (*Id.* at 21 [フランクファート (近藤訳)・前掲注 51) 117-118 頁])。

58) See CAMPBELL, *supra* note 18, at 90 [キャンベル (高崎訳)・前掲注 18) 105 頁]。

59) 高崎・前掲注 1) 76 頁以下参照。

60) 高崎・前掲注 1) 78 頁。

由理解の特徴は、行為者が行った現実の行為過程に注目し、現実の因果経過において行為の源泉が行為者の自身の内にある（あった）ことを自由とみなす点にある。それゆえ、二階の意欲説のような自由の源泉性モデルは、決定論とも両立するように思われる（源泉-両立論）。しかし、果たして決定論的世界において源泉性として理解された自由は道徳的責任を基礎づけるのであろうか。この問いを検討するのが次章の課題である。

（未完）

※ 本研究は、JSPS 科研費 JP22K13302（若手研究「刑事立法の限界としての責任主義の再検討」）の助成を受けたものである。